

船舶インシデント調査報告書

平成28年12月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航阻害
発生日時	平成27年12月25日 11時15分ごろ
発生場所	沖縄県渡嘉敷村渡嘉敷港東方沖 渡嘉敷港南防波堤灯台から真方位116° 1.0海里付近 (概位 北緯26° 11.6′ 東経127° 23.5′)
インシデントの概要	ヨットELEANORは、渡嘉敷港東方沖において、風に圧流されて運航が阻害された。
インシデント調査の経過	平成28年1月13日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット ELEANOR、5トン未満（長さ7.4m）
船舶番号、船舶所有者等	235-29195愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 6、視界 不良 海象：波高 約1m、潮流 南流約1ノット 慶良間・粟国諸島には、12月24日21時17分に波浪注意報が 発表され、本事故時も継続していた。
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、主機をアイドルリング運転にして電源供給を行いながら渡嘉敷島東方沖を帆走で南東進中、冷却水高温警報が鳴った。</p> <p>船長は、主機を停止して海水ポンプ、海水こし器等の冷却海水経路を点検したものの、異状が認められなかったので主機を始動したが、約5分後に冷却水高温警報が鳴り、主機の使用を断念した。</p> <p>船長は、帆走で渡嘉敷港東方沖まで戻り、主機を運転して入航しようと思い、主機の運転状況を確認していたところ、風潮流を受けて南西方に圧流されたので遭難することをおそれ、無線で渡嘉敷港周辺の船舶へ救助を要請した。</p> <p>本船は、無線を傍受した海上保安庁から依頼を受けた船舶にえい航され、渡嘉敷村阿波連漁港に入港した。</p> <p>主機は、入港後、船長が点検を行ったところ、冷却海水経路にゴミ、スケール等を認め、掃除して復旧した。</p> <p>主機は、1シリンダ4サイクルのディーゼル機関であり、直接冷却方式であった。</p> <p>船長は、本船を中古艇で購入して約5年経過していたが、主機の冷</p>

	却海水経路の掃除を行ったことがなかった。
分析	<p>本船は、風力6の北東風が吹く状況下、入航に際して主機の運転ができなくなり、運航が阻害されたものと考えられる。</p> <p>主機は、購入して約5年経過しているものの、冷却海水経路の掃除が行われておらず、同経路がゴミ、スケール等によって汚損し、冷却海水量が不足して警報が鳴り、運転できなくなったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、風力6の北東風が吹く状況下、入航に際して主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報を入手して荒天が予想される場合、出港をしないこと。 ・ 主機の冷却海水経路は、定期的に掃除を行うこと。